

放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の埋立について

1 下水汚泥焼却灰の取扱い方針

横浜市内で発生する下水汚泥焼却灰は放射性物質が含まれていたことから施設内に保管をしてきました。この度、下水汚泥焼却灰を埋立処分することの安全が確認できましたので、9月15日以降に南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）に埋立てます。また、放射性物質濃度が下がり、再利用できる基準に達しましたら、全量資源利用（再利用）に切替えることになっています。

なお、ごみ焼却灰は7月に放射性物質が測定されましたが、環境省が示した埋立基準以内であり、継続して埋立処分を行っています。

2 下水汚泥焼却灰の状況

下水汚泥焼却灰は、5月17日以降「全量資源化から施設場内での一部保管」となっています。

下水道施設	放射性物質セシウム濃度 [Bq (ベクレル)/kg]	保管状況（時点）	
		再利用状況	
南部汚泥資源化センター〔金沢区〕	2,442～6,468	2,273トン場内に保管（8月31日） 5月17日までセメント利用、その後全量保管	
北部汚泥資源化センター〔鶴見区〕	3,657～4,654	442トン場内に保管（8月31日） 7月31日まで全量改良土利用、8月以降は一部保管	

3 安全評価について

平成23年6月16日の国の通知「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」により、環境創造局及び資源循環局が処分の安全性について個別評価を行いました。評価にあたっては、受け入れる全ての廃棄物を対象に、国際的に確認された方法で被ばく量を計算(※)しました。その結果、放射性物質濃度8,000ベクレル/kg以下の焼却灰については、南本牧廃棄物最終処分場における埋立処分、処分場からの排水及び跡地利用における、一般公衆（周辺住民を含む）や作業員の安全性が確保できることが確認されました。なお、本安全評価につきましては、有識者から評価の適正について確認をいただいています。

【(※) 被ばく量計算の条件：放射性物質の濃度は予測値の2倍で減衰しない】

4 埋立中の安全確認を行うための継続監視実施（測定回数は状況により見直します）

- (1) 下水汚泥焼却灰の放射性物質濃度（週1回）
- (2) 南本牧廃棄物最終処分場の内水（週3回）及び排水処理施設の放流水（週1回）

（参考）8月31日までの測定値：放射性物質はいずれも不検出
- (3) 南本牧廃棄物最終処分場周辺の空間線量（9地点：月1回、1地点：毎日）

（参考）9月9日までの測定値：0.05～0.15 μ Sv/h（市内の他の測定場所と同様な値）

安全評価検討書や継続監視結果の公表など適切な情報開示を行います。